



# 各地で頻発する自然災害についての対応（災害の歴史）

## 災害対策基本法の制定（1961年）

伊勢湾台風を契機に総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図る（予防・応急措置・復旧）



高度経済成長から少子・高齢化、都市の人口流入と地方の過疎化など情勢変化により改正

### 1995年 阪神・淡路大震災

「緊急災害対策本部」の設置要件の緩和や現地災害対策本部の法定化  
防災基本計画・地域防災計画の見直し⇒災害の種類に応じた編構成  
ボランティアが広く認知⇒国・自治体は防災活動の環境整備に努めることが法律上明記

### 2011年 東日本大震災

大規模広域な災害に対する即応力の強化⇒自治体機能が著しく低下した際は国が対応  
大規模広域な災害時における被災者対応の改善⇒一定の基準を満たす施設を指定  
教訓伝承、防災教育の強化等による防災意識の向上⇒「減災」の考え方、基本理念の明確化

### 2019年 台風19号

避難勧告・避難指示の一本化（警戒レベル4：避難指示、警戒レベル5：緊急安全確保）



（都市部の直下型地震では建物の倒壊により大きな被害）

### 【災害の種類】

再確認

地震や津波、台風などの風水害、竜巻、火砕流など地域によって様々な災害が発生する可能性があるそのため災害の実態に応じた対策を講じることが重要



（大きな被害をもたらす火砕流）



災害対策は過去の経験を踏まえ変化している  
発災時の初動対応、復旧・復興について総括し  
次の災害に備えることが重要



災害対策基本法に基づいて自治体の実態に応じた災害対策を講じること



## 第3条（国の責務）抜粋

国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、  
組織及び機能の全てを 挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。

## 第4条（都道府県の責務）抜粋

当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

## 第5条（市町村の責務）抜粋

関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

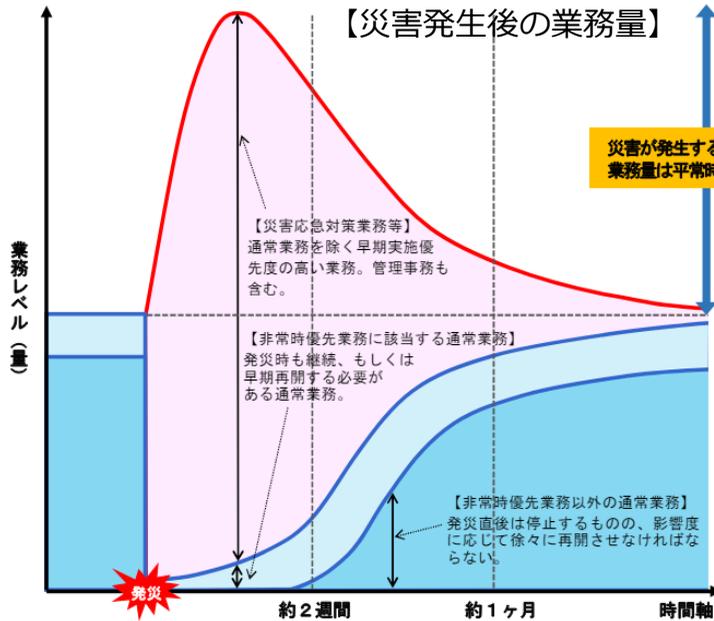
## 第7条3（住民等の責務）抜粋

自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努める。

### 【災害対応マニュアルの基本】 地域防災計画と業務継続計画の違いについて

	地域防災計画	業務継続計画（BCP）
計画の趣旨	発災時または事前に実施する災害対策に係る実施事項や役割を規定するための計画	発災時の限られた必要資源を基に非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画
業務開始目標時間	必要事項ではない	非常時優先業務ごと業務開始目標時間を定める必要がある
行政の被災	行政の被災は想定する必要がない	庁舎・職員、電力、通信等の必要資源の被災を評価し、利用できる資源を前提に計画を策定
職員の水・食の確保	業務に従事する職員の水や食料、トイレの確保に係る記載は必要事項ではない	業務に従事する職員の水や食料、トイレの確保に係る記載は検討のうえ、記載する

# 災害マニュアルの作成が必要な理由について



発生の予測が困難な緊急事態に対し、対応力の向上を目的に作成する

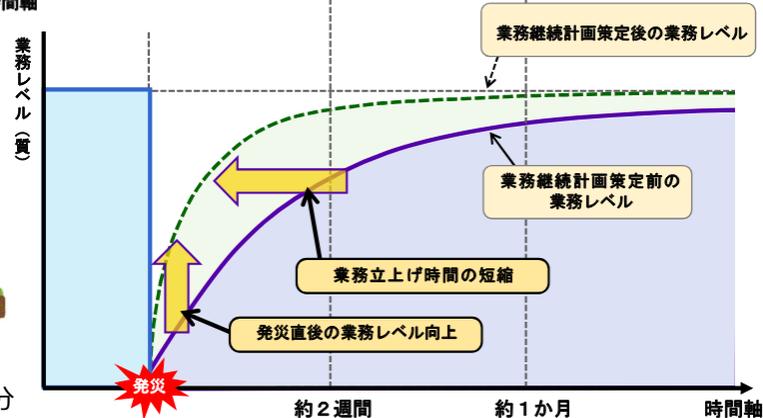
未策定では、事業の縮小や廃止の事態に陥る可能性

策定後では、事業の早期復旧・継続が可能

業務継続計画の策定状況は  
2023年6月1日時点で  
全市町村で策定済み（内閣府調査）



## 【業務継続計画の導入に伴う効果】



大量の  
電話等



- ・被害状況
- ・住民からの連絡
- ・消防や報道からの連絡

- ・人員不足
- ・災害対応の不慣れ
- ・役割などの体制が不十分

## 【参考】現場で確認し、検討していく内容について（実効性のある計画を）

【現場で確認する事項について】

### ○職員の安否確認の有無

被災時の職員の状況把握に関する事項があるか確認

⇒通常と異なる職員の参集状況の把握（いつごろ参集できるか）

### ○全職員が参集となっていないか

発生時が、勤務時間中、時間外、休日などの状況が反映されているか確認（災害により参集状況も異なる）

⇒特に休日での発災時は参集率が考慮されているか

### ○職員の参集基準の設定

参集免除などを考慮した体制

⇒自宅の倒壊、家族の安否確認、外出中、子どもや介護者がいるなど

### ○参集ルートの考慮

出勤途中の被害状況を把握（途中、人命にかかわる救助を求められた際の対応）

### ○24時間体制の基準と交代体制

職員の参集体制と交代勤務体制のバランスが考慮

### ○職員の物資や食料の確保

職員用の水・食料の確保（帰宅困難者が来庁した際の対応・災害協定による物資・食料の確保）

### ○指揮命令系統と役割・責任の明確化

トップ不在時を含めた指揮命令系統や連絡手法が確立されているか確認（人命・業務優先の判断）

### ○支援要請の判断基準

現在の職員配置でどのぐらいまでの被害なら対応が可能か（発災直後の支援体制の検討が入る）

### ○支援自治体のハード条件の整備

支援の受け入れ準備の検討⇒業務様式の統一と情報の集約方法など



公共交通機関が無い、車の使用不可も考慮

帰省中、または飲酒の状況も

コロナ禍を踏まえた感染症対策も考慮

国や政令などは直ぐに被災地に派遣

# 【清掃現場】これまでの内容を踏まえ、現場で確認・検討していくこと

## 【当該自治体が被災した場合】

	確認・検討すべき項目について
事前確認	
発災直後	
発災から1週間	
1週間から1カ月	
1か月以降	

## 【被災自治体に派遣する場合】

	確認・検討すべき項目について
事前確認	
発災直後	
発災から1週間	
1週間から1カ月	
1か月以降	

# 【給食現場】これまでの内容を踏まえ、現場で確認・検討していくこと

## 【当該自治体が被災した場合】

	確認・検討すべき項目について
事前確認	
発災直後	
発災から1週間	
1週間から1カ月	
1か月以降	

## 【被災自治体に派遣する場合】

	確認・検討すべき項目について
事前確認	
発災直後	
発災から1週間	
1週間から1カ月	
1か月以降	

# 【用務現場】これまでの内容を踏まえ、現場で確認・検討していくこと

## 【当該自治体が被災した場合】

	確認・検討すべき項目について
事前確認	
発災直後	
発災から1週間	
1週間から1カ月	
1か月以降	

## 【被災自治体に派遣する場合】

	確認・検討すべき項目について
事前確認	
発災直後	
発災から1週間	
1週間から1カ月	
1か月以降	

## 【道路現場】これまでの内容を踏まえ、現場で確認・検討していくこと

### 【当該自治体が被災した場合】

	確認・検討すべき項目について
事前確認	
発災直後	
発災から1週間	
1週間から1カ月	
1か月以降	

### 【被災自治体に派遣する場合】

	確認・検討すべき項目について
事前確認	
発災直後	
発災から1週間	
1週間から1カ月	
1か月以降	

# 【現業全般】これまでの内容を踏まえ、現場で確認・検討していくこと

## 【当該自治体が被災した場合】

	確認・検討すべき項目について
事前確認	
発災直後	
発災から1週間	
1週間から1カ月	
1か月以降	

## 【被災自治体に派遣する場合】

	確認・検討すべき項目について
事前確認	
発災直後	
発災から1週間	
1週間から1カ月	
1か月以降	

# 災害時に現場力を発揮するために

【現業職員の役割と責任を明確化に】

○現場を熟知している現業職員

災害時では迅速、かつ効果的な対応が求められている  
様々な事案が発生するため、現場の判断・対応が重要  
⇒これまで培ってきた経験や知識を踏まえた対応  
現業職員は住民の生活を支えている

現業・公企統一闘争の取り組み

災害対応を1つの実績として  
採用を勝ち取る単組も存在

地域公共サービスの提供体制  
の維持・拡充が重要



(様々な気象状況でも災害対応を実施)

「天災は忘れたころにやってくる」寺田寅彦の警句

災害はいつ、どこで発生するか、完全に予測は困難  
「防災・減災・縮災」の考えのもと、  
平時からの備えが重要

社会に必要不可欠な労働者として事前の準備が重要  
時系列と優先的事項を考慮し、災害対応業務を  
優先的に進めることができるよう、想定しておく

災害対応について、より実効性・有効性があるもの  
にするため、現場の考えを反映させることが重要

第210回国会 衆議院災害対策特別委員会  
(2022年11月15日)

【質疑】

災害対応について、自治体では民間委託  
が進んでいるが、作業をする際の判断など、  
意思決定は自治体が関与するべきと  
考える。

【答弁】

実際に自治体が意思決定を行うべき分野  
と、民間事業者なりあるいは委託事業者  
にお任せをする部分があるとは思いますが、  
重要な部分については当然、自治体  
が意思決定をしていくということになる  
うかと思えます。

委託では対応できない業務がある

現場力



自治体職員であるが故、  
提供できる公共サービスを確立



(迅速に対応できる体制を事前から準備)

5つの提言の考え方を踏まえ、今の業務をもとに、現場から取り組みの実践を